

相続税の調査の状況（平成 28 事務年度）について

国税庁より平成 28 事務年度（平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月）に実施した相続税の実地調査の状況が公表されましたので、ご紹介いたします。

（国税庁 HP、URL: https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2017/sozoku_chosa/index.htm）

1. 相続税の調査実績

項目		事務年度	平成 27 事務年度	平成 28 事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数		11,935 件	12,116 件	101.5%
②	申告漏れ等の非違件数		9,761 件	9,930 件	101.7%
③	非違割合 (②/①)		81.8%	82.0%	0.2 ポイント
④	重加算税賦課件数		1,250 件	1,300 件	104.0%
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)		12.8%	13.1%	0.3 ポイント
⑥	申告漏れ課税価格		3,004 億円	3,295 億円	109.7%
⑦	⑥のうち重加算税賦課対象		458 億円	540 億円	117.7%
⑧	追徴税額	本税	503 億円	616 億円	122.3%
⑨		加算税	80 億円	101 億円	125.6%
⑩		合計	583 億円	716 億円	122.8%
⑪	実地調査	申告漏れ課税価格 (⑥/①)	2,517 万円	2,720 万円	108.0%
⑫	1 件当たり	追徴税額 (⑩/①)	489 万円	591 万円	121.0%

相続税の税務調査は、税務調査を受けた件数のうち 82.0%が修正申告となっており、税務調査が実施されればその大半が修正となっていることが分かります。なお、1 件当たりの追徴税額（加算税を含む）は 591 万円ですが、別途、延滞税も課されることとなります。

2. 調査実績に係る申告漏れ財産の内訳

相続税調査実績によれば、申告漏れ財産のうち、**現金・預貯金及び有価証券が占める割合は 49.6%**となっています。このことから、相続税の税務調査は金融資産が中心であることが分かります。特に、家族名義の預貯金や株式を被相続人の財産として課税する名義預金等が多いものと思われます。

一方、申告漏れ財産のうち土地が 11.8%を占めていますが、土地に関しては申告漏れというより評価方法に問題があったことによる修正であると思われます。

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金	その他	合計
財産額：億円 (構成比：%)	383 (11.8)	56 (1.7)	535 (16.5)	1,070 (33.1)	1,189 (36.8)	3,233 (100)

3. 海外資産関連事案に係る調査実績

上記の他にも、国税庁は海外資産関連事案等についても調査実績を公表しています。海外資産関連事案とは、次のいずれかに該当する事案をいいます。

- ①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの
- ②相続人、受遺者または被相続人が日本国外に居住する者であるもの
- ③海外資産等に関する資料情報があるもの
- ④外資系金融機関との取引のあるもの等

平成 22 事務年度と比較して、平成 28 事務年度は海外資産関連事案に係る実地調査件数が 131.9%となっています。納税者の資産運用の国際化に対応するため、国税庁は租税条約等に基づく情報交換制度を効果的に活用するなど、海外資産の把握に努めています。海外資産が絡む相続税申告をする際には申告漏れがないよう特に注意が必要です。

【海外資産関連事案に係る実地調査件数】

事務年度	22	23	24	25	26	27	28
実地調査件数	695	741	721	753	847	859	917

(担当：小西 渉)